

記載例(バナー自社製作)

別記様式1 (基準第8条関係)

バナー広告掲載に関する調書

1. 申請者 (広告の担当者)	住所(所在地): 〒370-2292 群馬県甘楽郡甘楽町大字小幡 161-1	
	氏名(担当者): △△部〇〇課 甘楽太郎	
	電話番号: 0274-74-3131	
	メールアドレス: xxxx@xxx.xxx.xxx.jp	
2. リンクする ホームページ	広告内容(業種): 住宅販売(建設業)	自社の広告に 限ります。
	リンク先 URL: https://www.xxx.xx.jp/index.html	
3. バナー広告の 原稿・デザイン案 ※1 自社製作、町様式の いずれかに✓印を付 けてください。 ※2 自社製作の場合は画 像データを印刷した ものを添付してくだ さい。	<input checked="" type="checkbox"/> 自 社 製 作	ファイル名: kanrabanner1.gif (英数字のみで指定してください)
		サイズ: 縦 50 ピクセル、横 150 ピクセル
		容量: 5 キロバイト (KB) データ形式: <input checked="" type="checkbox"/> GIF <input type="checkbox"/> J
	<input type="checkbox"/> 町 様 式	※町の指定バナー(町様式)を使用する場合の掲載内容等を記入
	バナーのタイプ	バナーの広告内容(1行当たり10文字以内)
	<input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3	1行目 ----- 2行目
4. イメージ(バナー) の代替テキスト	※代替テキストを15文字以内で記入。 株式会社〇〇甘楽町支店	
5. 添付媒体	・メール (densan@town.kanra.lg.jp あて送信) ・CD/DVD	
6. 掲載希望日	〇〇年 4月 から ●●年 3月 までの 12月間	
7. 添付書類	<input checked="" type="checkbox"/> 会社案内、パンフレット等(業務内容を明らかにする書類) <input checked="" type="checkbox"/> 広告案(自社製作の画像データをプリントアウトしたもの)	
8. 広告の掲載につい ての要望事項	(要望事項等があればお書きください。)	

調書と一緒に
ご提出ください。

年度を超えての
申請はできません。

調書と一緒に
ご提出ください。

※町記入欄(申請者は記入しないでください。)

審査等		処理状況			
区分	<input type="checkbox"/> 町内 <input type="checkbox"/> 町外	掲載期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
審査日	年 月 日	処理日	掲載	年 月 日 時 分	
結果	<input type="checkbox"/> 掲載 <input type="checkbox"/> 非掲載		削除	年 月 日 時 分	
納付書発行	年 月 日	掲載料金	円 (円×1枠× 月)		
納付期限	年 月 日	減免措置	第6条第2項 ()		
納付確認	年 月 日	摘要			

この調書は、「甘楽町広告掲載申込書」に添付して提出します。

(バナー広告掲載に関する調書の裏面)

【掲載条件】

1. 広告を掲載できる場所、規格等は、別途町の定めた基準によるものとします。
2. 募集期間内に、募集枠以上の申込みがあった場合は、広告の優先順位は次の各号の順とし、同一の掲載順位の中で申込みが予定の数を超えたときは、抽選により決定します。
 - (1) 公社、公団、公益法人及びこれらに類するものの広告
 - (2) 公共的性格のある私企業で、町内に事業所等を有するものの広告
 - (3) 前2号に規定するもの以外の私企業で、町内に事業所等を有するものの広告
 - (4) 前3号に規定するもの以外のものの広告
3. 掲載料金は、広告掲載決定通知書に記載された額を指定された期限内に納付してください。
4. 広告の内容に関する責任は、掲載者が負うものとします。
5. 次のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取り消すことがあります。
 - (1) 指定する期日までに広告の掲載料金を納付しなかったとき
 - (2) 町のホームページに掲載する広告として町長が適当でないと認めたとき

【掲載できない広告】

1. 町の公共性、中立性又は品位を損なうおそれがあるものは掲載できません。
2. 町の社会的信用又は信頼性を損なうおそれがあるものは掲載できません。
3. 政治活動又は宗教活動に関するものは掲載できません。
4. 意見広告又は個人の宣伝を内容とするものは掲載できません。
5. 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるものは掲載できません。
6. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当するものは掲載できません。
7. 誇大表示、不当表示その他表現が不適切なものは掲載できません。
8. その他町長が広告として掲載することが妥当でないと認めるものは掲載できません。